

諮問日：令和3年3月8日（令和2年度（最情）諮問第39号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第17号）

件名：「電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について」の不開示判断（不
在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について（平成23年12月27日付の最高裁判所民事局第二課長及び家庭局第一課長の事務連絡）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年2月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

テレビ会議システムのIPネットワーク化後の事務の取扱いについて（平成24年12月18日付けの事務連絡）からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出を受けて、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書を発見することはできず、存在しなかった。

苦情申出人は、平成24年12月18日付け民事局第一課長、家庭局第一課長、総務局第三課長、経理局主計課長、同用度課長、同監査課長事務連絡「テ

レビ会議システムの I P ネットワーク化後の事務の取扱いについて」（以下「本件事務連絡」という。）に本件開示申出文書の標題等が記載されていることから、本件開示申出文書は存在する旨主張している。しかし、現存するファイル管理簿及び廃棄簿を確認したが、本件開示申出文書について保存や廃棄の記録は存在しなかった。このことから、本件開示申出文書が事務処理上 1 年以上の保存を要しない司法行政文書（平成 24 年 12 月 6 日付け最高裁秘書第 003545 号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第 4 の 3 の (4) に定める文書（短期保有文書）に相当するもの）として作成され、その後廃棄された可能性が考えられるが、現在においてはその内容を含め、作成から廃棄に至る経緯を確認することはできない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 3 月 8 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 6 月 11 日 審議
- ④ 同年 7 月 16 日 審議
- ⑤ 同年 8 月 20 日 最高裁判所の職員（最高裁判所事務総局民事局第一課長）から口頭説明聴取及び審議
- ⑥ 同年 9 月 24 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、現存するファイル管理簿及び廃棄簿を確認したが、本件開示申出文書について保存や廃棄の記録は存在せず、このことから、本件開示申出文書が短期保有文書に相当するものとして作成され、その後廃棄された可能性が考えられるとのことである。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、①本件開示申出文書は、管理

通達が定められる前に作成された事務連絡文書であること、②本件開示申出文書作成当時の最高裁判所における文書管理に関する規律である平成17年12月12日付け最高裁秘書第003688号事務総長依命通達「最高裁判所司法行政文書取扱要領について」（以下「取扱要領」という。）の定めにより保存されていた司法行政文書は、その経過措置により、管理通達が定められた時に管理通達の定めにより保存されているものとみなされたこと、③最高裁判所に現存するファイル管理簿及び廃棄簿に本件開示申出文書についての保存や廃棄の記録がないことが認められる。この確認結果によれば、本件開示申出文書については、取扱要領及び管理通達の定めに従った1年以上の保存期間が設定された形跡がなかったといえることができる。

2 さらに、最高裁判所職員の口頭説明の結果を踏まえれば、本件開示申出文書は、テレビ会議システムの利用に当たって回線が切り替えられることによって、現場の事務処理方法が変更されることを考慮し、回線の切替えについて事前に周知することを目的として作成されたものであると認められるから、本件事務連絡によって上記回線の切替え及びこれに伴う事務処理方法の変更内容が周知されたことにより、本件開示申出文書は廃棄されたものと推測することができる。

3 上記1のとおり、本件開示申出文書は、管理通達が定められる前に作成された事務連絡文書であるため、短期保有文書そのものであるということとはできないものの、1年以上の保存期間が設定された形跡がなかったこと、上記2のとおり、本件事務連絡によって回線の切替え等について周知され、本件開示申出文書が廃棄されたものと推測されることからすると、最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 4 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子